

東日本大震災への対応 に係るQ & A（地方行財政関係）

平成 23 年 6 月 10 日
総 務 省

目 次

<災害救助関係 1 : 被災団体>

- 問 1 被災市町村が対応した災害救助関係経費は、最終的にはどのように負担されるのか。 3
- 問 2 災害救助費は費用の限度額、期間等が示されているが、今回の震災の甚大さに鑑み、できる限り弾力的な運用をすべきではないか。 4
- 問 3 被災市町村は資金繰りが大変であり、できる限り、国等の支払いについて迅速に対応すべきではないか。 5

<災害救助関係 2 : 受入団体>

- 問 4 受入団体の経費は、最終的にどのように負担するのか。 5
- 問 5 受入団体側で、旅館、公営住宅等を活用した場合も、災害救助法の対象になるのか。 8
- 問 6 受入団体が、被災県に対して求償すると、被災県の事務負担が大きくなるが、改善すべきではないか。 8

<災害廃棄物関係>

- 問 7 災害廃棄物の処理については、できる限り国の負担において処理すべきではないか。 9
- 問 8 災害廃棄物の中には、自動車、漁船等、所有者との関係に配慮すべきものがあり、どのような処理をすればいいのか。 10
- 問 9 市町村が災害廃棄物の処理を実施できない場合、県等が代わって実施することはできないか。 11

<災害弔慰金>

- 問 10 災害弔慰金についての財政措置はどのようになっているのか。 11

<予備費の使用>

- 問 11 今回の震災について、予備費はどのように使用されているのか。 12

<税の特例措置>

- 問 1 2 今回の震災に対し、地方税法改正によりどのような税制の特別措置が講じられるのか。また、それに対する補てん措置はどうなっているのか。 13
- 問 1 3 今回の震災に対する地方税の減免措置等に対する財政措置はどのような内容なのか。 14

<災害復旧復興に係る補助負担金>

- 問 1 4 補正予算（第 1 号）において、災害復旧復興に係る国庫補助は、阪神・淡路大震災よりも手厚い措置となっているのか。 16

<地方交付税等>

- 問 1 5 普通交付税の繰上交付については、どのように対処するのか。 16
- 問 1 6 被災団体に対して、特別交付税の前倒しの決定・交付をする必要があるのではないか。 17
- 問 1 7 補正予算（第 1 号）において、特別交付税の増額を 1, 200 億円とした根拠如何。 18
- 問 1 8 補正予算（第 1 号）に伴う地方負担に対する財政措置はどうなっているのか。 19
- 問 1 9 東日本大震災により被害を受けた地方公営企業に対する財政措置はどうなっているのか。 20
- 問 2 0 今後の復興の段階において、地方財政への対応はどうするのか。 20

<災害復旧事業債>

- 問 2 1 国の災害査定ではできる限り弾力的に補助対象とするとともに、対象外とされた事業を含め単独災害復旧事業債の弾力的な運用ができないか。 21

<被災団体の人的支援>

- 問 2 2 国からの被災団体への職員派遣については、どのように対処するのか。また、費用負担はどうなるのか。 21
- 問 2 3 他の地方団体から被災団体への職員派遣については、どのように対処するのか。また、費用負担はどうなるのか。 22

<災害救助関係 1：被災団体>

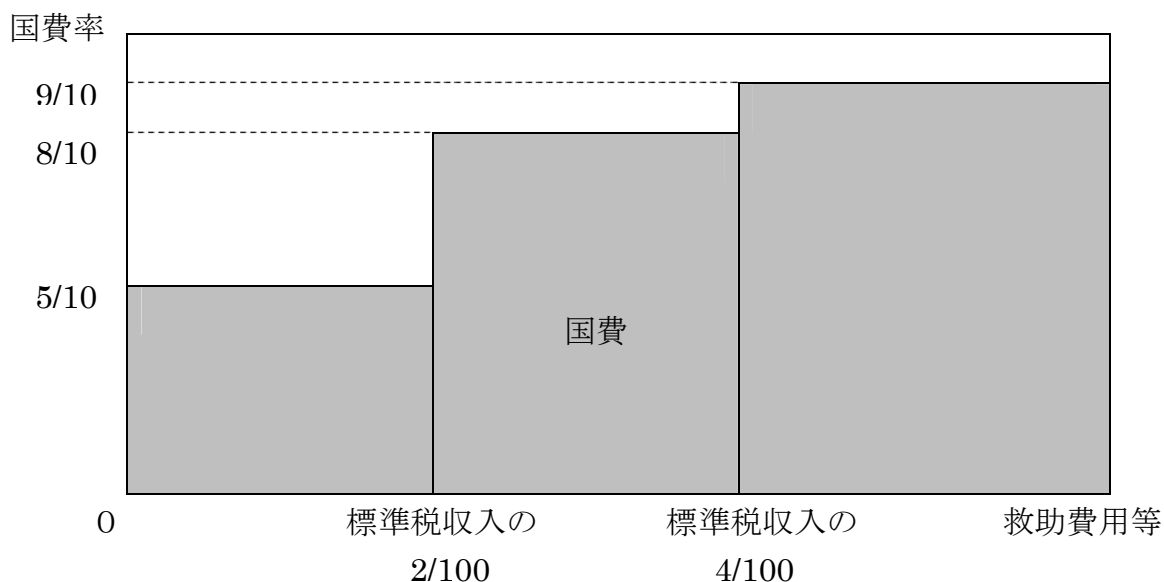
問 1 被災市町村が対応した災害救助関係経費は、最終的にはどのように負担されるのか。

- 災害救助関係経費は、災害救助法の定めるところにより、被災県が負担します。市町村が繰替え支弁した場合は、被災県に請求し、当該被災県から支払いを受けることになります。
- その上で、被災県に対しては、支弁した費用の額に応じて、以下のとおり、国庫負担金が交付されます。

※ 被災県の標準税収入に対する災害救助費の割合に応じ、次により国が負担

- | | |
|---------------------------------------|---------------|
| ・ 標準税収入の $2/100$ 以下の部分 | その額の $50/100$ |
| ・ 標準税収入の $2/100$ を超え
$4/100$ 以下の部分 | その額の $80/100$ |
| ・ 標準税収入の $4/100$ を超える部分 | その額の $90/100$ |

<国費率と救助費用等の関係>



- また、残る地方負担分については、災害対策債（充当率 100%、交付税措置 95%）により対処することとしています。

問2 災害救助費は費用の限度額、期間等が示されているが、今回の震災の甚大さに鑑み、できる限り弾力的な運用をすべきではないか。

○ 災害救助の基準については、今回の被災状況を踏まえ、できる限り弾力的な運用を行うこととしており、厚生労働省からその内容が示されています。

例えば、避難所の設置、応急仮設住宅の借地料については、下記のとおりです。

<避難所の設置>

原 則：限度額 1日1人あたり300円

今回の対応：限度額 旅館、ホテル等を借り上げる場合は1日1人あたり5,000円（食事込み）

<応急仮設住宅の借地料>

原 則：災害救助費の対象外

今回の対応：通常の借地料の範囲内で災害救助費の対象

（厚生労働省通知：その1）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014tr1-img/2r98520000015jqc.pdf>

（厚生労働省通知：その2）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014tr1-img/2r98520000015k9u.pdf>

（厚生労働省通知：その3）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015vnu-img/2r98520000016fzu.pdf>

（厚生労働省通知：その4）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000016tyb-img/2r98520000016wbo.pdf>

（厚生労働省通知：その5）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000017txn-img/2r98520000017ufd.pdf>

（厚生労働省通知：その6）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001amh8-img/2r9852000001asxl.pdf>

（厚生労働省通知：その7）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001bd2j-att/2r9852000001bibm.pdf>

（厚生労働省通知：その8）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001du15-att/2r9852000001dugw.pdf>

（厚生労働省通知：埋葬）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000189xq-img/2r98520000018bvi.pdf>

(厚生労働省通知：仮設住宅)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000019dbz-img/2r98520000019izs.pdf>

(総務省自治財政局長通知)

http://www.soumu.go.jp/main_content/000108948.pdf

問3 被災市町村は資金繰りが大変であり、できる限り、国等の支払いについて迅速に対応すべきではないか。

- 今回の震災に係る災害救助費に対する国庫負担金については、迅速な交付を行う観点から、所要額の積算について簡素化するとともに、速やかに国庫負担金の概算交付を行うこととされています。

なお、3月28日付けで302億円、4月19日付けで503億円の予備費の使用を決定しており、各県の申請に基づき、速やかに現金交付（概算交付）がなされました。

さらに、5月2日に、災害救助費として、3,626億円の国費を計上した補正予算が成立しています。

また、被災市町村が支払った災害救助に要する費用に対しては、当該被災市町村の申請に基づき、被災県から現金交付（概算交付）されます。

<災害救助関係2：受入団体>

問4 受入団体の経費は、最終的にどのように負担するのか。

- 被災県の要請を受け、受入団体が支払った災害救助に要する費用（避難所の設置、食料品の提供、応急仮設住宅としての公営住宅の提供など）は、受入都道府県が市町村分を含めて被災県に求償し、被災県が支払うこととなります。

災害救助法における救助の種類と国庫負担

(参考1)

1. 救助の種類

救助の種類	対象経費
避難所の設置	賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の借上費、光熱水費 等
応急仮設住宅の供与	設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、材料輸送費 等
食品の給与	主食費、副食費、調理燃料費、経費
飲料水の供給	水の購入費、給水又は浄水に必要な機械等の借上費 等
生活必需品の給与・貸与	被服・寝具及び身の回り品、日用品、炊事用具及び食器、光熱材費
医療・助産	診療、薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費、衛生材料費 等
被災者の救出	救出のために必要な機械・器具の借上費、修繕費、燃料費 等

救助の種類	対象経費
住宅の応急修理	修理用原材料費、労務費、材料輸送費 等
学用品の給与	教科書及び教材、文房具、通学用品
埋葬	棺、骨つぼ、賃金職員等雇上費、輸送費 等
遺体の捜索・処理	捜索のために必要な機械・器具の借上費、修繕費、燃料費 等
障害物の除去	除去のために必要な機械・器具の借上費、輸送費、賃金職員等雇上費 等
救助のための輸送費	被災者の避難、医療及び助産、災害にかかった者の救出、飲料水の供給、遺体の捜索、遺体の処理、救済用物資の整理配分のための輸送費及び賃金職員等雇上費
賃金職員等雇上費	賃金職員等雇上費

2. 国庫負担(被災した都道府県と国との関係)

(1) 被災都道府県の財政力に対する救助に要した費用の割合に応じ5割から9割国庫負担

	普通税収入見込額の割合	国庫負担割合
① 収入見込額の	2/100以下の部分	→ 50/100
② 収入見込額の	2/100超4/100以下の部分	→ 80/100
③ 収入見込額の	4/100超の部分	→ 90/100

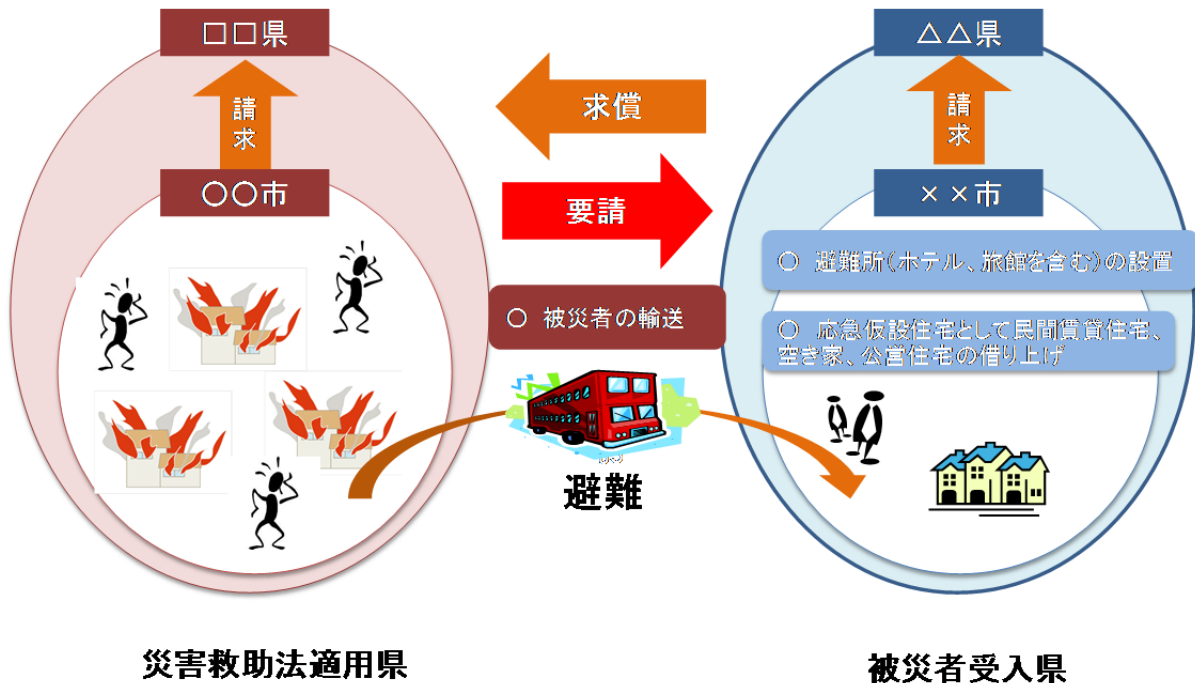
(2) 被災都道府県負担分については地方財政措置により対応

3. 求償(受入都道府県と被災した都道府県との関係)

災害救助法適用の市町村からの避難者の救助に要する費用は、災害救助法の適用した都道府県に全額求償可能

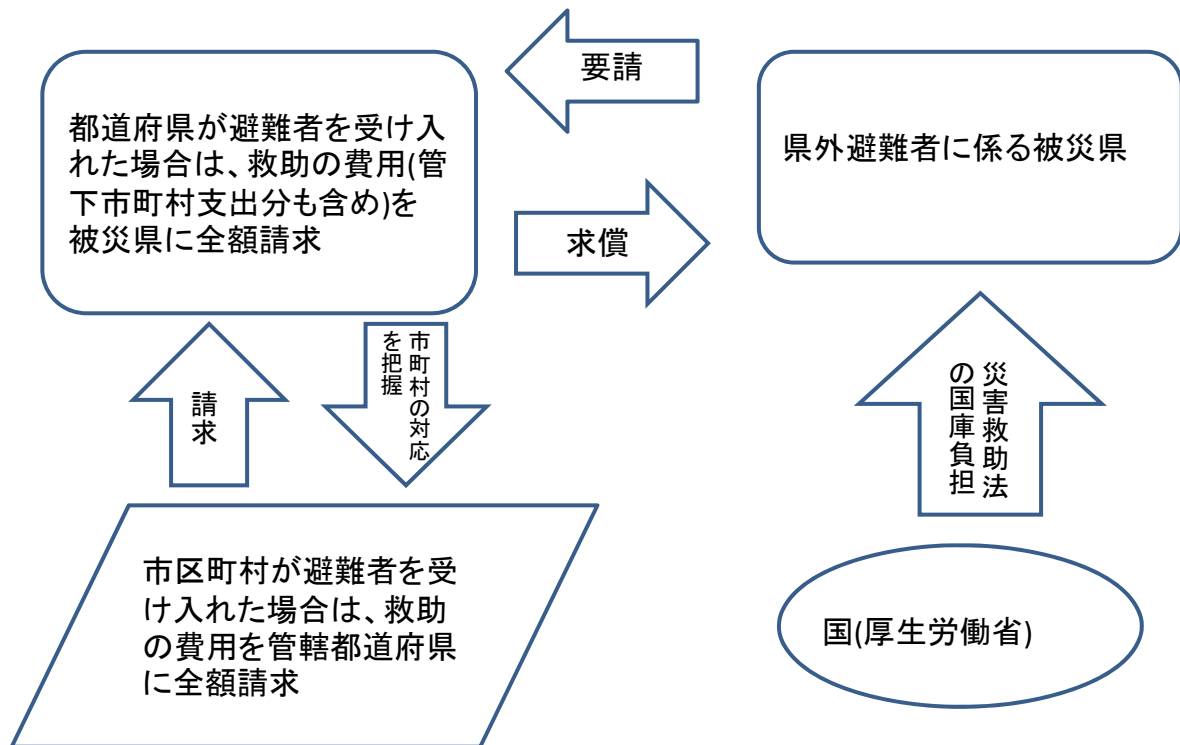
(参考2)

災害救助法が適用された都道府県の圏域を超えた被災者支援



費用負担に関する流れ

(参考3)

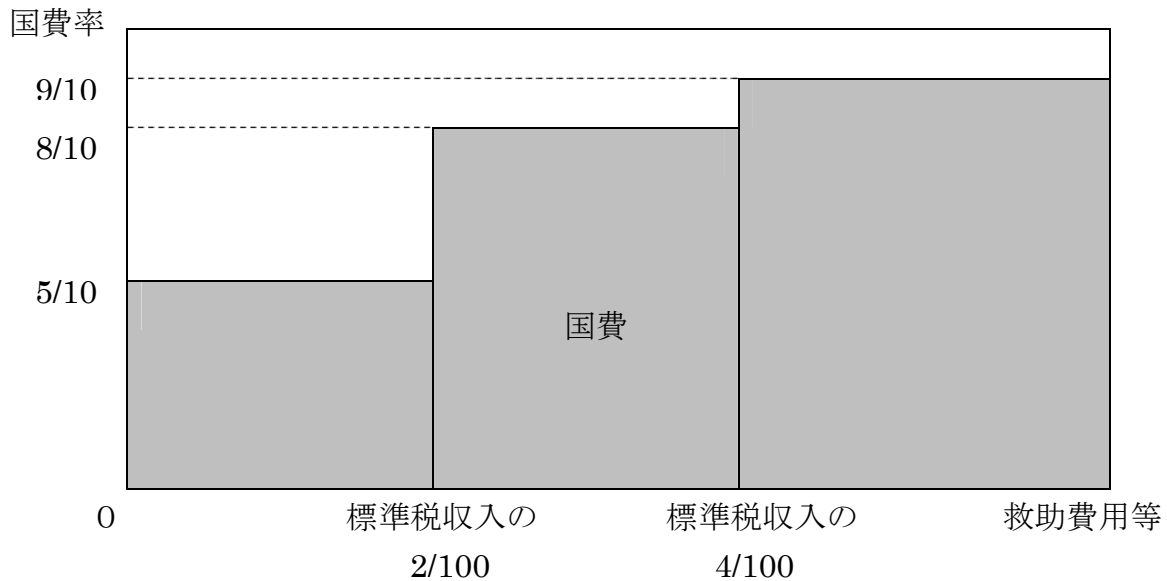


○ その上で、被災県に対しては、支弁した費用の額に応じて、以下のとおり、国庫負担金が交付されます。

※ 被災県の標準税収入に対する災害救助費の割合に応じ、次により国が負担

- | | |
|-----------------------|-------------|
| ・ 標準税収入の 2/100 以下の部分 | その額の 50/100 |
| ・ 標準税収入の 2/100 を超え | |
| 4/100 以下の部分 | その額の 80/100 |
| ・ 標準税収入の 4/100 を超える部分 | その額の 90/100 |

<国費率と救助費用等の関係>



- また、残る地方負担分については、災害対策債（充当率 100%、交付税措置 95%）により対処することとしています。

問 5 受入団体側で、旅館、公営住宅等を活用した場合も、災害救助費の対象になるのか。

- 受入団体が、被災県の要請を受け、被災者の受入のための避難所として旅館やホテルを借り上げた場合や、応急仮設住宅として公営住宅を提供した場合も、災害救助費の対象となります。
- 旅館やホテルを借り上げた場合、食事込みで 1 日 1 人あたり 5,000 円までが災害救助費の対象となります。

問 6 受入団体が、被災県に対して求償すると、被災県の事務負担が大きくなるが、改善すべきではないか。

- 受入団体が、被災県の要請を受け、被災者を受け入れた場合、救助に要する費用を被災県に対して求償することができますが、今後、被災県の事務負担が大きくなることが懸念されます。

- このため、今回の震災に係る特例的な取扱いとして、受入団体からの求償に係る書類を厚生労働省で取りまとめ、被災県へ送付することとしました。

(厚生労働省の通知へのリンク ↓

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001ba5n-img/2r9852000001ba9g.pdf>)

<災害廃棄物関係>

問7 災害廃棄物の処理については、できる限り国の負担において処理すべきではないか。

- 今回の震災では、空前の大規模津波により膨大な災害廃棄物が生じています。
- このような状況を踏まえ、今回の震災に伴う災害廃棄物処理については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づき、補助率の嵩上げを行うこととしています。

※ 特定被災地方公共団体である市町村（※1）の標準税収入に対する事業費の割合に応じ、次により補助

・ 標準税収入の10/100以下の部分 その額の50/100

・ 標準税収入の10/100を超え

20/100以下の部分 その額の80/100

・ 標準税収入の20/100を超える部分 その額の90/100

※1 特定被災地方公共団体である市町村：東日本大震災による被害を受けた市町村で政令で定めるもの

- また、残る地方負担分についても、今回の甚大かつ広範囲に及ぶ被害に鑑み、特定被災区域（※2）内の市町村について、その

全額を災害対策債により対処することとし、その元利償還金の100%を交付税措置することとしています。

※2 特定被災区域：東日本大震災による被害を受けた地方団体でその区域の全部又は一部が東日本大震災に際し「災害救助法」（昭和22年法律第118号）が適用された市町村のうち政令で定めるもの及びこれに準ずる市町村として政令で定めるものの区域

災害廃棄物処理事業の特例措置（比較表）

	通常	阪神・淡路大震災	東日本大震災
国庫補助率	1/2	1/2	対象市町村の標準税収入(※)に対する事業費の割合に応じ、次により補助 <ul style="list-style-type: none"> ・ 10/100以下の部分 — 50/100 ・ 10/100を超え20/100以下の部分 — 80/100 ・ 20/100を超える部分 — 90/100
地方財政措置	地方負担分の80%について特別交付税措置	地方負担分の全額について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の95%について特別交付税措置（平成15年度から普通交付税措置に移行）	地方負担分の全額について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の95%を普通交付税措置、残余の5%を特別交付税措置（計100%の交付税措置）

※ 標準税収入とは、地方税法に定める法定普通税を、標準税率をもって算定した収入見込額をいう。

- ・ 法定普通税：普通税（その収入の用途を特定せず、一般経費に充てるために課される税）のうち、地方税法により税目が法定されているもの。現在の市町村の法定普通税には、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、鉱産税、特別土地保有税がある。

問8 災害廃棄物の中には、自動車、漁船等、所有者との関係に配慮すべきものがあり、どのような処理をすればよいのか。

○ 被災者生活支援特別対策本部の下に設置された「災害廃棄物の処理等に係る法的問題に関する検討会議」において、「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」が取りまとめられ、被災者生活支援特別対策本部長及び環境大臣から関係県知事に通知されました。

（指針へのリンク→ <http://www.env.go.jp/jishin/sisin110326.pdf>）

- 同指針によれば、例えば自動車の撤去については、
 - ① まずは仮置場に運搬した後、可能な範囲で自治体が所有者等と連絡を取るよう努め、意思確認を行う
 - ② 所有者等と連絡が取れない場合、外形的に判断して自動車としての効用をなさないと判断されるものについては、自治体が処分することが可能等とされています。

問9 市町村が災害廃棄物の処理を実施できない場合、県等が代わって実施することはできないか。

- 地方自治法第252条の14の規定に基づき、市町村が県に対し、廃棄物の処理に関する事務を委託することにより、県が市町村に代わって災害廃棄物の処理を実施することができます。
- この事務の委託に必要な市町村・県の規約について、4月4日に青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県に対し、総務省・環境省の連名で規約の例を発出しました。

<災害弔慰金>

問10 災害弔慰金についての財政措置はどのようになっているのか。

- 市町村が災害により死亡した方のご遺族に対して支給する災害弔慰金（死亡した方が生計維持者の方であれば500万円、その他の方の場合は250万円）の費用については、国が1/2を、都道府県が1/4を、市町村が1/4を負担します。都道府県と市町村の負担については、死者及び行方不明者数一人あたり875,000円の特別交付税措置を行います。

<予備費の使用>

問 1 1 今回の震災について、予備費はどのように使用されているのか。

- 今回の震災発生後、
 - ・ 3月14日に、被災者に、当面必要な食料品、飲料水、毛布等の防寒用品、医薬品、日用生活用品を緊急に調達するため、約302億円
 - ・ 3月18日に、自衛隊が被災地において実施している人命救助や物資等の輸送支援等の活動に必要な燃料の購入費（油購入費）のため、約54億円
 - ・ 3月22日に、海上保安庁の海難救助活動等に関して、巡視船艇の運航費等のため、約5億円
 - ・ 3月28日（月）に、岩手県、宮城県、福島県の3県に対する災害救助費（炊き出し等による食品の供与、飲料水の供給等、災害救助法に基づく救助費用）負担金として、約301億円
 - ・ 3月30日（木）に、被災地のガソリン不足への対策のため、タンクローリーの購入費、ドラム缶を使った簡易給油所の設置費として、約17億円
 - ・ 4月19日（火）に、岩手県、宮城県、福島県の3県に対する災害救助費（応急仮設住宅の建設等）負担金として、約503億円

について、平成22年度及び平成23年度の予備費の使用が決定されています。

<税の特例措置>

問 1 2 今回の震災に対し、地方税法改正によりどのような税制の特例措置が講じられるのか。また、それに対する補てん措置はどうなっているのか。

- 今般の東日本大震災による災害が、
 - ・ 甚大かつ広域的なものであること
 - ・ 津波によりいくつかの市町村は壊滅的な被害を受けていることと
といった状況に鑑み、阪神・淡路大震災での対応に加え、さらに必要な特別措置を講ずることなどを内容とした「地方税法の一部を改正する法律」が平成 23 年 4 月 27 日に成立し、同日公布・施行されました。
- 具体的には、
 - ・ 津波により甚大な被害を受けた土地・家屋に対する固定資産税の課税免除
 - ・ 被災代替自動車に係る自動車取得税・自動車税・軽自動車税の非課税措置 等が新たに創設されました。
- この改正に伴う地方税の平成 23 年度の減収額については、地方債を起すことができることとし（東日本大震災特別財政援助法第 9 条）、後年度における元利償還金については、その 100%を公債費方式により基準財政需要額に算入することとしています。
- 今回の特例措置は、原子力発電所事故による避難区域において「滅失・損壊」していない資産については、対象となりませんが、この避難区域における固定資産税等に関しても、期限の延長を行うことが適当である旨を通知しているところです。

なお、原子力発電所事故による避難地域等における固定資産税等の取扱いについては、法律改正を含め、現在検討中であり、内容が固まり次第、各地方団体に対して、適宜、情報提供いたします。

(東日本大震災に係る税制上の措置へのリンク ↓

http://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000096.html)

問13 今回の震災に対する地方税の減免措置等に対する財政措置はどのような内容なのか。

- 地方税法においては、税制上の特例措置のほかに、被災者の状況等を踏まえ、地方団体が条例に基づき、地方税の減免措置を行うことができることとされています。
- 今回の震災による被災者に対する地方税の対応として、3月14日付通知(※1)において、地方税法及び条例等に基づき減免措置等について適切な取扱いを図るようお願いしており、
 - ※1 「平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者に対する地方税、使用料、手数料等の減免措置等について」(自治財政局長・自治税務局長通知)
- 具体的には、3月28日付通知(※2)において、法人住民税・法人事業税について、減免が法令上可能であることなど、個別税目について留意すべき事項等についてお知らせしているところです。
 - ※2 「平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者に対する地方税の減免措置等の取扱いについて」(自治税務局長通知)
- 特定被災区域団体(※3)は、地方税の東日本大震災のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足を補う場合において、

平成 23 年度及び平成 24 年度以降の年度であって政令で定める年度に限り、地方債を起こすことができることとし（東日本大震災特別財政援助法第 8 条）、後年度における元利償還金については、その 75%を公債費方式により基準財政需要額に算入し、さらに各団体の財政力等に応じて最大 20%を特別交付税により措置することとしています。

※3 特定被災区域団体：東日本大震災による被害を受けた地方団体でその区域の全部又は一部が東日本大震災に際し「災害救助法」（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村のうち政令で定めるもの及びこれに準ずる市町村として政令で定めるものの区域内にあるもの

○ なお、各地方団体に対しては、4 月 27 日付通知（※4）において、期限の延長を行う場合にあっては、納税義務者の混乱を避けるため、少なくとも、個人住民税及び個人事業税については所得税における期限、法人事業税については法人税における期限までは延長することが必要と考えられますが、被害状況や納税義務者の状況等に応じて地方団体の長の判断により、さらなる期限延長についても行うことが可能であること、などについて、お知らせしているところです。

※4 「東日本大震災に係る地方税の取扱い等について」（自治税務局長通知）

○ 各団体においてはこれらの通知を踏まえ、適切に対応していただくようお願いいたします。

（東日本大震災に係る税制上の措置へのリンク ↓

http://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000096.html）

<災害復旧復興に係る補助負担金>

問14 補正予算（第1号）において、災害復旧復興に係る国庫補助は、阪神・淡路大震災よりも手厚い措置となっているのか。

- 今回の未曾有の震災による被害は、被災地が東日本全体に広範囲に及んでいること、また、財政力が弱く、行政能力も壊滅的な打撃を受けた市町村が多いこと等を踏まえ、阪神・淡路大震災を上回る支援措置を盛り込んだ「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」が5月2日に成立したところです。
- 具体的には、地方公共団体等に対する特別の財政援助について、
 - ・ 被災市町村の臨時庁舎に係る経費等を対象に追加し、阪神・淡路大震災時よりも多くの措置を盛り込む。
 - ・ 地方都市の多い被災地域特性を考慮し、上水道や集落排水施設等の災害復旧事業費について、事業費の合算額に応じて補助率を最大9/10まで引き上げるなど、より手厚い支援内容とする。などとしています。
- その他、予算補助としても、児童相談所等の災害復旧事業費について補助率を引き上げるなど、阪神・淡路大震災時よりも手厚い措置を講じております。

<地方交付税等>

問15 普通交付税の繰上交付については、どのように対処するのか。

- 総務省としては、一日も早く被災団体の資金繰りが円滑に行えるよう、普通交付税の一部を繰上げ交付しました。具体的には、

4月1日に、東日本大震災にかかる災害救助法適用市町村が所在する7県及び当該県内の市町村に対して、4月概算交付（6,213億円）を行うとともに、災害救助法適用市町村が所在する7県及び災害救助法が適用された185市町村に対して、6月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付（3,553億円）し、合計で9,767億円を交付しました。

- また、長野県北部の地震（平成23年3月12日発生）により災害救助法が適用された4市町村に対しても、4月4日に、4月概算交付（104億円）とあわせて、6月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付（31億円）し、合計で135億円を交付しました。

（報道資料へのリンク→ http://www.soumu.go.jp/main_content/000109399.pdf）

- さらに6月2日に、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県及び「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に定める特定被災区域内の208市町村に対して、6月概算交付（3,372億円）を行うとともに、6月8日に、9月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付（4,409億円）し、合計で7,781億円を交付しました。

（報道資料へのリンク→ http://www.soumu.go.jp/main_content/000116219.pdf）

問16 被災団体に対して、特別交付税の前倒しの決定・交付をする必要があるのではないか。

- 特別交付税については、今国会において成立した交付税法改正法において、大規模災害等の発生時における交付額の決定等の特例を設けました。

- この規定に基づき、4月8日に、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県及び各県内における災害救助法適用190市町村に対して704億円、これらの被災地域に対して一定以上の応援を行った地方公共団体に対して58億円、合計で762億円の特別交付税の交付額を決定し、交付しました。
- 当該特例交付額の決定にあたっては、災害対策に係る12月交付分の算定対象経費の一部、行政機能の維持、子どもや高齢者等の災害弱者に対する福祉サービス、就学支援、救助・消防活動、衛生管理等の被災者支援に係る応急対応経費や被災地域の応援に要した経費等について算定しました。

(報道資料へのリンク → http://www.soumu.go.jp/main_content/000110326.pdf)

問17 補正予算(第1号)において、特別交付税の増額を1,200億円とした根拠如何。

- 特別交付税の増額については、特別交付税の4月特例交付分を含め、補正予算(第1号)に係る災害弔慰金の地方負担額(490億円)、行政機能の維持等の当面の応急対応経費等(280億円)や応援団体の経費(430億円)が見込まれることから、1,200億円を増額しました。

この措置を講じるための「平成23年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律」が平成23年5月2日に成立し、同日に公布、施行されました。

なお、阪神・淡路大震災の際には、国の補正予算にあわせて、特別交付税を300億円増額して対処しています。

(報道発表資料へのリンク → http://www.soumu.go.jp/main_content/000112323.pdf)

問18 補正予算(第1号)に伴う地方負担に対する財政措置はどうか。

○ 国の補正予算により平成23年度に追加される災害復旧事業等投資的経費に係る地方負担額等については、地方負担額の100%まで地方債を充当できることとし、後年度においてその元利償還金について以下のとおり地方交付税により措置することとしました。

① 災害復旧事業債

ア補助災害復旧事業債

元利償還金の95%を公債費方式により基準財政需要額に算入。

イ災害対策債

元利償還金の95%を公債費方式により基準財政需要額に算入。

災害対策債のうち災害廃棄物処理対策(災害廃棄物処理事業及び漁場復旧対策支援事業をいう。以下同じ。)に係るものの元利償還金については、残余の5%を特別交付税により措置。

なお、特定被災区域団体以外の団体については、災害廃棄物処理対策に係る地方負担額の95%を特別交付税により措置。

ウ一般単独災害復旧事業債

元利償還金について、地方公共団体の財政力に応じ、47.5～85.5%を公債費方式により基準財政需要額に算入。

② 補正予算債

元利償還金の80%を公債費方式により基準財政需要額に算入し、残余については単位費用により措置。

○ 国の補正予算により追加される地方負担額のうち、災害弔慰金の地方負担など、地方債の対象とならない経費については、特別交付税により対処することとしています。

問19 東日本大震災により被害を受けた地方公営企業に対する財政措置はどうか。

- 東日本大震災による被害を受けた地方公営企業が実施する施設の復旧に要する経費について、一般会計からの繰出基準の特例を設けることとし、当該繰出金について災害復旧事業債を充当できることとしました。また、公的資金に係る災害復旧事業債については、償還期間及び据置期間を延長することとしました。

さらに、東日本大震災により被害を受けた地方公営企業における資金不足額等については、資金手当のための公営企業債を充当できることとするとともに、これに係る利子の一部について特別交付税により措置することとしました。

(報道発表資料へのリンク ↓

http://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/koueikigyou.html)

問20 今後の復興の段階において、地方財政への対応はどうか。

- 今回の未曾有の災害の復旧復興のためには、甚大な被害が広範囲に及んでいることや被災団体に財政力が低い自治体が多いことなどを踏まえ、国費による措置をできる限り拡充し、その上でなお生じる地方負担に対しては、地方交付税と地方債による財政措置を拡充して対処していくことを基本としています。
- 復旧対策を中心とする補正予算(第1号)においては、国費による措置をできる限り拡充した上で、地方負担に対応するため特別交付税を1,200億円増額するとともに、地方債についても元利償還金について100%又は95%の交付税措置を基本として対処することとしました。

- 復興の段階への対応としては、新しいまちづくりへの対応などと併せて、福祉・雇用など生活に密着する事業についてもきめ細かく展開していく必要があると見込まれます。

これらについても、国費による措置をできる限り拡充し、その上で、なお生じる地方負担額については、地方財政計画の策定を通じて交付税総額の確保等を図る必要があります。

あわせて、地域主体の本格復興に向け、新しいまちづくりや福祉・雇用・地域コミュニティの再生などについて、自由度の高い支援の仕組みを政府内において検討していきます。

<災害復旧事業債>

問 2 1 国の災害査定ではできる限り弾力的に補助対象とするとともに、対象外とされた事業を含め単独災害復旧事業債の弾力的な運用ができないか。

- 災害査定については、所管省庁において適切に行われるものと考えます。単独災害復旧事業債では、補助対象外とされた事業を含め、補助災害復旧事業の採択基準に満たない事業、国庫補助制度があっても補助災害復旧事業の対象となっていない施設及び国庫補助制度のない施設の災害復旧事業などを対象としているところです。

<被災団体の人的支援>

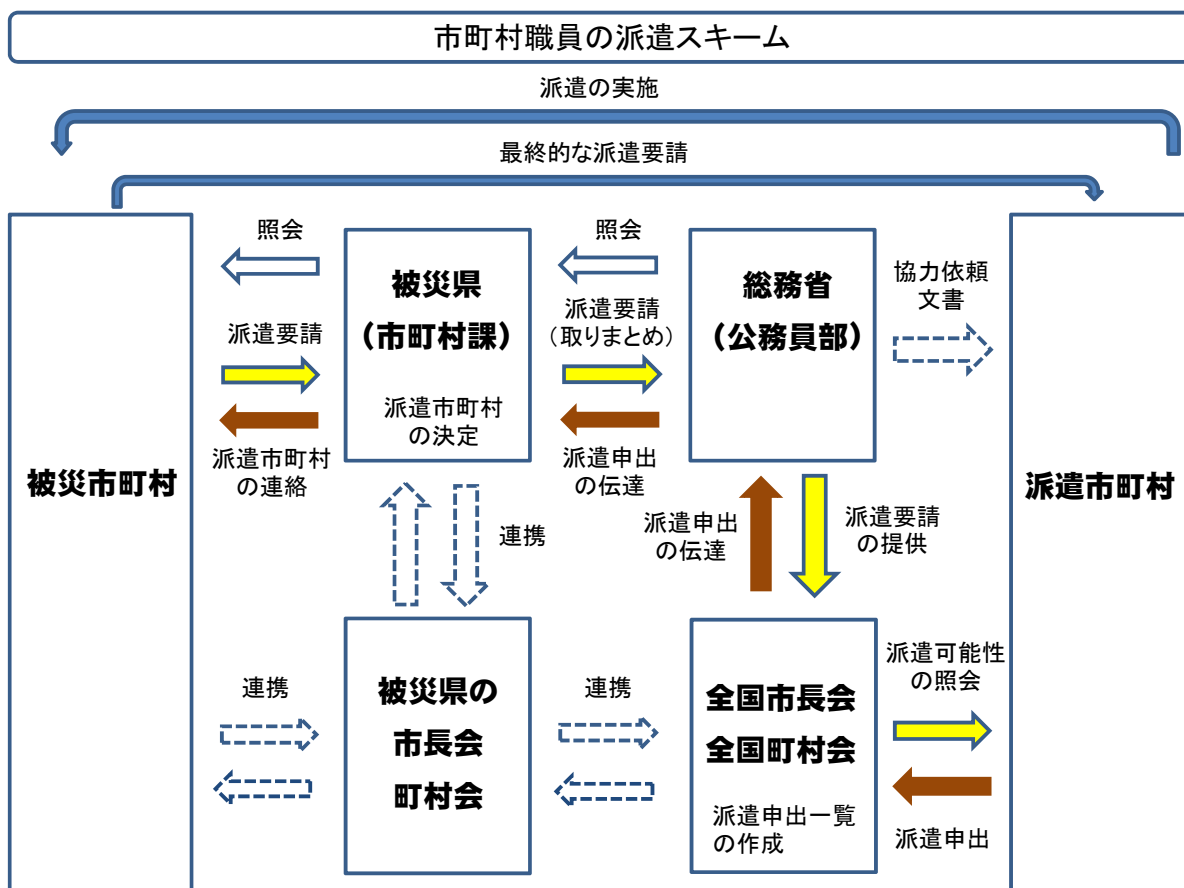
問 2 2 国からの被災団体への職員派遣については、どのように対処するのか。また、費用負担はどうなるのか。

- 地震発生後の早い段階から、各府省が個別に被災団体と連絡を取って要望の把握を行い、職員を被災地域の地方団体に派遣しています。

- これに加え、政府全体の取組として、被災者生活支援対策特別本部において、被災した県・市町村の国家公務員に対する派遣要望を調査した上で、要望に応じて各府省の人材を派遣する仕組みを設けたところです。
- なお、上記のような緊急の対応として、国家公務員を職務命令（出張命令）で国の業務として派遣する際の費用については、派遣する側の各府省において負担します。

問 2 3 他の地方団体から被災団体への職員派遣については、どのように対処するのか。また、費用負担はどうか。

- 現在、全国ネットの全国知事会・市長会・町村会のシステムによる人的支援が行われています。また、関係の深い地方団体同士などの個別の人的支援が行われているところです。
- 被災団体へ職員を派遣する場合の取扱いについては、比較的短期の場合は公務出張が、中長期にわたる場合には地方自治法に規定する職員の派遣によることが適当と考えています。
- また、費用負担については、公務出張の場合は派遣元団体、地方自治法の職員派遣の場合は派遣先団体（被災団体）となりますが、それぞれ所要の特別交付税措置を講じることとしています。



＜参考＞市町村職員の派遣スキーム

(総務省公務員部長通知へのリンク ↓

http://www.soumu.go.jp/main_content/000107771.pdf)

(総務省自治財政局長通知へのリンク ↓

http://www.soumu.go.jp/main_content/000108948.pdf)